

14 標識

整備の基本的な考え方

○標識は、高齢者、障害者等の見えやすい位置に設ける。

整備基準		解説	望ましい水準
<p>7の(1)から(3)までに定める構造のエレベーターその他の昇降機、8の(5)から(7)までに定める構造の便所、9に定める構造の駐車施設又は19に定める乳幼児等用施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設又は乳幼児等用施設があることを表示する次に定める構造の標識を設けること。</p> <p>ただし、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。))に掲げる公共的施設並びに2,000㎡未満の9((1)の施設に限る。))及び11((5)の施設に限る。))に掲げる公共的施設にあっては、次に定める構造の標識とするよう努めること。</p>		<p>◀左欄記載施設▶</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「小規模施設」→2敷地内の通路(3)の解説(46頁)を参照 ◆「別表第1の4((2)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。))に掲げる公共的施設」：自動車教習所、寄宿舎又は下宿、事務所、工場 ◆「2,000㎡未満の9((1)の施設に限る。))及び11((5)の施設に限る。))に掲げる公共的施設」：用途面積2,000㎡未満の共同住宅、路外駐車場 <p>●移動等円滑化経路を構成するエレベーターその他の昇降機、車椅子使用者用便房、オストメイト対応設備を有する便房、乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房、車椅子使用者用駐車施設、乳幼児等用施設に標識を設けること。</p> <p>●標識については、国土交通省総合政策局「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編 令和2年3月」の2.誘導案内設備に関するガイドラインが参考になる。</p>	<p>○その他の公共的施設においても、移動等円滑化経路を構成するエレベーターその他の昇降機、車椅子使用者用便房、オストメイト対応設備を有する便房、乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房、車椅子使用者用駐車施設、乳幼児等用施設の標識を設ける。</p>
(1) 設置位置	<p>高齢者、障害者等の見えやすい位置に設けること。</p>	<p>●標識は、車椅子使用者にも見えやすい高さ、かつ車椅子使用者や視覚障害者の通行の妨げにならない位置に設けること。</p>	<p>○標識等の配置と、視覚障害者誘導用ブロック、音・音声や光による誘導が効果的に組み合わせるよう配慮する。</p> <p>○動線に沿って、施設がある方向等を示す誘導サインや施設等の位置を示す位置サインを適所に配置すること。</p>
(2) 図記号 (サイン)	<p>当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるものであること。</p>	<p>●JIS Z 8210に適合するものとする。</p> <p>●図記号と地色の明度、色相又は彩度の差を大きくして、容易に識別できるようにすること。</p>	<p>○その他の標識の図記号については、標準案内用図記号を参照すること。</p> <p>→IV関連資料6(313頁)参照</p>

